

政府開発援助等に関する特別委員会

委員一覧 (30名)

委員長	山本 順三 (自民)	大沼 みずほ (自民)	長浜 博行 (民主)
理事	高橋 克法 (自民)	木村 義雄 (自民)	藤末 健三 (民主)
理事	中西 祐介 (自民)	島村 大 (自民)	石川 博崇 (公明)
理事	松山 政司 (自民)	伊達 忠一 (自民)	小野 次郎 (維新)
理事	西村 まさみ (民主)	藤川 政人 (自民)	辰巳 孝太郎 (共産)
理事	安井 美沙子 (民主)	丸川 珠代 (自民)	山田 太郎 (元気)
理事	杉 久武 (公明)	水落 敏栄 (自民)	中野 正志 (次代)
	赤石 清美 (自民)	石橋 通宏 (民主)	又市 征治 (社民)
	石井 準一 (自民)	小川 敏夫 (民主)	谷 亮子 (生活)
	大家 敏志 (自民)	津田 弥太郎 (民主)	荒井 広幸 (改革)

(27. 1. 26 現在)

(1) 審議概観

第189回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

なお、**開発協力大綱の下での我が国政府開発援助等の在り方に関する決議**を行った。

〔国政調査等〕

3月4日、開発協力大綱の下での我が国ODA等の在り方に関する件について、参考人慶應義塾大学名誉教授・公益財団法人世界平和研究所特任研究顧問・ODA大綱見直しに関する有識者懇談会座長薬師寺泰蔵君及び立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授・特定非営利活動法人難民を助ける会理事長長有紀枝君から意見を聴いた後、日本の強みをいかして国益につなげる協力をを行う重要性、人間の安全保障の概念を憲法前文との関係で捉えて国際社会に向け強く発信する必要性、非軍事目的のODAの軍事転用を回避するための具体的方策、ODAが日本の安全保障や経済発展の手段に利用される可能性への認識、民間資金による

開発に伴う格差拡大等の負の側面を検証する必要性、ODAを卒業して自立するための出口戦略の重要性、対中国ODAに対する評価、新大綱において国益を強調することの弊害、障害者の経済的自立と社会参画を目的とする支援の具体的取組、ODAの軍事転用を防ぐための運用基準の整備及び追跡調査の必要性等について質疑を行った。

4月6日、予算委員会から委嘱された平成27年度政府開発援助関係経費の審査を行い、ポストMDGsに防災の視点を加える必要性、一部省庁で見られるODA「見える化」の取組の遅れと対応状況、自国安全保障に資するODAの強調が第三国の疑念を惹起する外交上の懸念、原発輸出推進に資するJICAの原子力発電基盤整備計画研修に対する疑念、開発協力における中小企業海外展開支援事業予算の現状及び関連機関との連携の必要性、アジアインフラ投資銀行に対する政府の姿勢と対応、新大綱と国家安全保障戦略及び日本再興戦略との関係、法制度

支援の今後の方針と方向性、スリランカのジャヤワルダナ大統領記念館の日本館に対する支援の必要性等について質疑を行った。また、開発協力大綱の下での我が国ODA等の在り方に関する件について、岸田外務大臣から説明を聴いた後、ODAと二国間クレジット制度が連携した途上国の環境分野での支援の事例と必要性、軍が関与する非軍事分野の活動に対する支援の実績等に関する情報開示の必要性、新大綱下でのPDCAサイクルの在り方、我が国経済活動の海外展開支援へのODAの活用とその基本理念との間の整合性、ミャンマー・ティラワ経済特区開発事業の在り方、ODAの地域別配分に際して選択と集中を行い戦略的に活用する必要性、新大綱における国益の定義及び各事業の国益への貢献度の評価基準、新大綱でも貧困撲滅をODAの基本に据える重要性、諸外国による交番制度の導入実績と導入支援の形態、韓国人ハンセン病療養所入所者への補償実現への取組を踏まえ問題解決へ日韓が歩み寄る必要性等について質疑を行った。

5月27日、開発協力大綱の下での我が国ODA等の在り方に関する件について、参考人「動く→動かす」事務局長稲場雅紀君、株式会社タイワ精機会長高井芳樹君、国連人口基金東京事務所長佐崎淳子君から意見を聴取した後、テロの根源をなくすための教育への日本の貢献、国際保健分野での支援における情報通信技術の活用、JICAの中小企業海外展開支援を活用した上で感じた評価点及び改善点、NGO等の問題意識やニーズをODAに反映し市民協力を確保するメカニズム、国際連帯税の具体例、大綱見直しにより非軍事の支援という日本のブランドが失われる可能性、女性の地位向上のために日本ができること、軍関連にODAが使われることによりNGOの活動に支障が生じる懸念、人間の安全保障の考え方に対する国際社会の理解度、日本全体の取組により形成される我が国に対する各国の評価等について質疑を行った。

6月19日、開発協力大綱の下での我が国政府開発援助等の在り方に関する決議を行った。

(2) 委員会経過

○平成27年1月26日(月) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成27年3月4日(水) (第2回)

○参考人の出席を求めることを決定した。

○開発協力大綱の下での我が国ODA等の在り方に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

慶應義塾大学名誉教授

公益財団法人世界平和研究所特任研究顧問
ODA大綱見直しに関する有識者懇談会座長 薬師寺泰蔵君

立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科

教授

特定非営利活動法人難民を助ける会理事長
長有紀枝君

[質疑者]

島村大君 (自民)、藤末健三君 (民主)、
杉久武君 (公明)、小野次郎君 (維新)、
辰巳孝太郎君 (共産)、山田太郎君 (元気)、
中野正志君 (次代)、又市征治君 (社民)、
谷亮子君 (生活)、荒井広幸君 (改革)

○平成27年4月6日(月) (第3回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成二十七年度一般会計予算 (衆議院送付)
平成二十七年度特別会計予算 (衆議院送付)

平成二十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（政府開発援助関係経費）について岸田外務大臣から説明を聴いた後、同大臣、関経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤末健三君（民主）、杉久武君（公明）、小野次郎君（維新）、辰巳孝太郎君（共産）、山田太郎君（元気）、中野正志君（次代）、又市征治君（社民）、谷亮子君（生活）、荒井広幸君（改革）

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 開発協力大綱の下での我が国ODA等の在り方に関する件について岸田外務大臣から説明を聴いた後、同大臣、左藤防衛副大臣、政府参考人及び参考人独立行政法人国際協力機構理事植澤利次君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

高橋克法君（自民）、石橋通宏君（民主）、杉久武君（公明）、小野次郎君（維新）、辰巳孝太郎君（共産）、山田太郎君（元気）、中野正志君（次代）、又市征治君（社民）、谷亮子君（生活）、荒井広幸君（改革）

○平成27年5月27日（水）（第4回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 開発協力大綱の下での我が国ODA等の在り方に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

「動く→動かす」事務局長 稲場雅紀君
株式会社タイワ精機会長 高井芳樹君
国連人口基金東京事務所長 佐崎淳子君

〔質疑者〕

大沼みずほ君（自民）、藤末健三君（民主）、杉久武君（公明）、小野次郎君（維新）、辰巳孝太郎君（共産）、山田太郎君（元気）、中野正志君（次代）、又市征治君（社民）、谷亮子君（生活）、荒井広幸君（改革）

○平成27年6月19日（金）（第5回）

- 開発協力大綱の下での我が国政府開発援助等の在り方に関する決議を行った。

○平成27年9月25日（金）（第6回）

- 政府開発援助等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）委員会決議

—開発協力大綱の下での我が国政府開発援助等の在り方に関する決議—

昭和29年10月、我が国はコロンボ・プランへの加盟を閣議決定し、政府開発援助（ODA）を開始して以来、これまで60年の歴史を積み重ねてきた。この間、戦後復興と高度経済成長を成し遂げ、世界の主要国となった我が国は、国際的に期待される役割を踏まえつつ、その歴史的経験もいかした特色あるODAの実施を通じて多様化する途上国の開発課題の解決に取り組むことにより、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に取り組んできた。ODAの役割や予算額の増大に伴い、ODA政策の理念や原則を明確化すべきとの議論が国会等において高まり、平成4年に初めてのODA大綱が閣議決定され、平成15年にはその改定が行われた。これらの取組により、人間の安全保障の視点、軍事的用途及び国際紛争助長への使用回避、途上国の自助努力と自立支援といった我が国ODA政策の骨格が形作られてきた。

そのような中、冷戦終結後の国際情勢の変化、グローバル化の一層の進展などに伴い、開発課題が多様化、複雑化、広範化するとともに、開発協力においてODA以外の資金や活動の役割が増大

するなど、ODAを取り巻く環境が大きく変化している。このような状況の下、ODAのみならず、様々な力を結集して開発課題に適切に対処するため、政府は本年2月10日、ODA大綱を改め、開発協力大綱を新たに閣議決定した。

政府は、我が国ODA60年の歴史から得た経験と知見及び教訓を真摯に受け止め、これまでに築き上げられてきた評価と信頼を更に高めていく中で、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献していくとの開発協力大綱に定められた目的を達成していくため、特に次に掲げる事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一、日本国憲法前文にある「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」との基本精神の下、一人ひとりの幸福と尊厳ある生存を確保しようとする「人間の安全保障」の理念は、我が国が国際社会に広く訴えていくべき価値観である。多様化する開発協力の実施に当たっては、「人間の安全保障」が全ての開発協力の根本にある指導理念であることに留意しつつ、特に、子供や女性、少数民族など脆弱な立場に置かれやすい人々の保護と能力強化に焦点を当てるほか、それらの人々のニーズを反映していくため、開発への参加促進を支援する取組を強化するとともに、基本的人権の保障がなされるように適切に対応すべきである。

二、ODAの実施に当たっては、開発の最も基本的な課題である絶対的貧困の撲滅、教育、保健・衛生など、ミレニアム開発目標（MDGs）に掲げられた分野に対する支援を引き続き重視していくべきである。あわせて、途上国が自立的発展を達成する上で、経済成長が鍵となることから、MDGsへの支援と相補う車の両輪として、インフラ整備など我が国の強みをいかした経済成長支援を行っていくべきである。なお、経済成長のための支援を実施するに際しては、格差の拡大、社会の不安定化、環境破壊などをもたらすことがないように、「人間の安全保障」の理念を踏まえた、包摂性、持続可能性、強靱性を備えた「質の高い成長」を実現するため、相手国の発展段階や地域事情等に応じた丁寧な案件形成を行うべきである。

三、2015年以降の国際開発目標をめぐることは、持続可能な開発に向けて、防災の主流化やユニバーサル・ヘルス・カバレッジの実現、気候変動への対応など、我が国の知見や経験を効果的に活用しうる分野についての理解が広がるように、議論を主導するための取組を強化すべきである。同時に、民間企業も含め、多様な主体と連携しつつ、それらの分野における協力を推進するとともに、技術の活用や制度の運用などについて、相手国に適切に伝達できる人材の育成・確保についても取組を強化すべきである。

四、開発課題の多様化、複雑化、広範化に伴い、ODAをその中核とする開発協力の役割が拡大する中で、政府は、閣議決定した「国家安全保障戦略」や「日本再興戦略」において、ODAを戦略的に活用することを打ち出している。そのような方針に対し、我が国ODAと国益との関係の在り方や国際社会における受け止め方など、様々な観点から懸念が示されていることに応じていくため、開発協力大綱の下で行われる我が国ODAの目的について、国内外において一層丁寧な説明を行い、正確な理解が促進されるよう、在外公館等の活動も含め、取組を強化すべきである。

五、非軍事目的の開発協力は、平和国家である我が国の国際貢献の在り方を体現するものとして、国際社会において高く評価されている我が国のブランドであり、軍事的用途及び国際紛争助長への使用回避原則はその要となるものである。開発協力の実施に当たっては、軍事目的への転用が決して行われることのないよう、また、我が国の中立性や信頼が損なわれたり、疑念を持たれたりすることがないように、同原則の運用に際して、相手国との慎重な事前協議のほか、モニタリングや情報公開の徹底を図るなど、確実な措置を講ずるべきである。

六、膨大な開発需要に適切に対処していくためには、ODAを始めとする公的な資金・活動に加え、

多様な主体といかに連携していくかが重要な課題となっている。そのような中で、民間企業とODAとの連携に当たっては、民間企業の活動の本質が営利活動であることを踏まえつつ、持続可能性、良質な雇用の創出、途上国の自立的発展への貢献などの観点から、真に開発に資する案件を支援するため、国際協力機構（JICA）の審査体制を充実するとともに、支援がどのような効果を生んだのかについて、十分な情報公開がなされるよう一層努めていくべきである。

七、NGO／市民社会組織（CSO）は、開発協力の一翼を担う主要な主体の一つである。その草の根レベルでのきめ細かな活動は、一人ひとりに焦点を当てる「人間の安全保障」を実現する意味でも、特筆すべき存在であり、また、開発に関する政策を国際社会において主流化する上でも、NGO等の持つネットワークやノウハウは大きな力となる。我が国の開発協力においてこれらの強みをいかしていくため、日本NGO連携無償資金協力やNGO・外務省定期協議会など、既存の連携スキームを資金と政策形成の両面において更に充実・強化していくべきである。また、本年発足50周年を迎える青年海外協力隊事業を始めとするJICAボランティア事業の積極的活用を含め、開発協力の担い手の裾野を拡大すべきである。

八、開発協力大綱の決定により、開発協力の地平が広がる一方、厳しい財政状況の中、明年のG7伊勢志摩サミットの開催も見据え、対国民総所得（GNI）比でODAの支出額を0.7%とするとの国際公約を念頭に置き、その早期達成に向けて、新たな資金調達メカニズムの開発を含め、実施・財政基盤の強化を図るべきである。そのためには、ODAについて、相手国への裨益効果はもとより、我が国外交や国民の利益に対する貢献も含め、より精緻なPDCAサイクルを実施すべきである。その上で、外務省所管以外の事業も含め、分かりやすい情報公開を行い、国民への説明責任を果たすための取組を強化すべきである。また、「選択と集中」を進めることにより、効率的、効果的なODAを実施し、その戦略性と実効性を高めていくべきである。

右決議する。